

令和2年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

《神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体（北神戸田園スポーツ公園指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ②備品の管理を適正に行うべきもの 北神戸田園スポーツ公園において、備品管理簿（備品台帳）を確認したところ、令和元年度中に登録された備品はなかったが、修繕費一覧を確認したところ、備品に該当すると思われる物品の購入があった。 ＜事例＞購入された物品 9月23日 体育館防球フェンス更新 （防球フェンス（2×3m：トーエイライト B-3563）@44,042（税込）×2台＝88,084円） 指定管理者に備品管理簿（備品台帳）の記載方法について口頭で確認したところ、備品管理簿（備品台帳）に記載した備品を買替した場合には、備品管理簿（備品台帳）に記載した品名・数量に変更はないことから、備品の不用処分（破棄）、買替に伴う記載等は行っていないとのことであった。 また、指定管理施設の神戸市に帰属する備品について、備品管理簿（備品台帳）に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。 また、管理運営業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、経年劣化等により、神戸市に帰属する備品を廃棄するときは、事前に神戸市の承認を得なければならないこと、指定管理者は新たに神戸市の所有となる備品を調達した場合、又は神戸市の承認を得	本件については、既存の備品を更新した際、備品台帳の更新が漏れていた。 台帳更新が漏れていた分については速やかに市に報告し是正するとともに、備品台帳の整理及び備品番号票の貼付を実施した。 これ以外の備品については、備品台帳の整理及び備品番号票の貼付を順次進めており、令和4年度中に完了する見込みである。 市所管局においては、指定管理者に対し、適切な備品管理を指導するとともに、所管局としても、定期的に備品台帳を確認するなど、適切な備品管理に努めている。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
て備品を処分した際は備品管理簿（備品台帳）に記載し、備品を適正に管理することとしている。さらに、神戸市物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利のようにしなければならない。」と定めている。 指定管理者は、神戸市に帰属する備品については、同規則等に基づき管理し、必要な承認手続きを経て、不用処分（廃棄）、及び購入の旨を備品管理簿（備品台帳）に記載するべきである。 また、備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、同規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。 神戸市所管局は、指定管理施設の備品を定期的に点検するなど管理状況を確認するとともに、指定管理者が同規則等に沿った適正な備品管理を行うよう指導するべきである。		
(2) 意 見 ①施設の修繕及び補修の事前協議について 北神戸田園スポーツ公園管理運営業務仕様書「9 施設の修繕及び補修 (1)修繕② (a)」において、1 件あたり 500 千円以上の修繕の場合、指定管理者は修繕の内容について事前に神戸市と協議を行い、その結果修繕を実施する場合は指定管理者の裁量にて行うこととなっており、指定管理者は「指定管理施設修繕協議書」により神戸市と事前協議を行っている。 令和元年度に実施したメイン球場防犯カメラ改修工事に関し、5 月 9 日に修繕予定金額は約 1,342,440 円として事前協議は行っていたが、指定管理者から後日提出された見積書（6 月 11 日提出）、請	本件については、工事費の増額変更の必要性が判明した時点で、市に口頭で報告・協議し承認を得ていたが、変更部分にかかる詳細な書面協議・報告等までは行っていなかった。 今後は、工事費及び工事内容等に大幅な変更があった場合は、変更内容・理由等について報告書等に記載するよう改める。 市所管局においては、指定管理者に修繕協議のルールを遵守させるために、次期仕様書等での再協議が必要な範囲の明示等を検討し、①同意した修繕費用に対し 2 割超の増額または減額が生じる見込となった場合、②現地精査の結果、修繕	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
求書（7月26日提出）では、当該金額が1,931,040 円に増額していた事例があった。しかしながら、特に変更の協議の事実は確認できず、変更内容も記載されていなかった。 指定管理者は、実施する修繕等が協議内容と大幅に異なる場合は、市との再協議を行ったうえで金額を変更されたい。 また、神戸市所管課は、修繕費の変更の協議を要する範囲を業務仕様書等で定めたうえで、指定管理者に遵守させるよう指導をされたい。	内容に大幅な変更が生じた場合は再度修繕協議書を提出することとした（令和 3 年 5 月 26 日指定管理者通知済み）。	